

定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備

(1) 特定建築物

用 途	特定建築物	
	用途に供する規模等 (各項目いずれかに該当すれば対象)	報告の時期
1 劇場、映画館 又は演芸場	- A (注2) > 200 m <sup>2</sup>	3年ごと
2 観覧場(注4)、公会堂 又は集会場	- A (注2) > 200 m <sup>2</sup>	
3 病院、診療所(注5)、老人ホーム 又は児童福祉施設等(注10) 共同住宅(注6に限る) 又は寄宿舎(注7に限る)	- 地階・F ≥ 3 (注1) - A (注2) > 300 m <sup>2</sup> - A <sub>2</sub> (注3) ≥ 300 m <sup>2</sup>	令和8年 7月～11月
	- A <sub>2</sub> (注3) ≥ 300 m <sup>2</sup> - 地階・F ≥ 3 (注1)	
4 ホテル又は旅館	- 地階・F ≥ 3 (注1) - A (注2) > 300 m <sup>2</sup> - A <sub>2</sub> (注3) ≥ 300 m <sup>2</sup>	3年ごと
5 下宿、共同住宅(注6を除く) 又は寄宿舎(注7を除く)	- A (注2) > 200 m <sup>2</sup> かつ A (注2) > 100 m <sup>2</sup> (Aは6F以上)	令和9年 7月～11月
6 学校	- 地階・F ≥ 3 (注1) - A (注2) > 2,000 m <sup>2</sup>	3年ごと
7 体育館、博物館、美術館、図書館、ホー リング場、スキー場、スケート場、水泳場又はス ーツ練習場	- 地階・F ≥ 3 (注1) - A (注2) > 2,000 m <sup>2</sup> - A <sub>3</sub> (注8) ≥ 2,000 m <sup>2</sup>	
8 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、 ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆 浴場、待合(注9)、料理店、飲食店又 は物品販売業を営む店舗	- 地階・F ≥ 3 (注1) - A <sub>2</sub> (注3) ≥ 500 m <sup>2</sup> - A (注2) > 500 m <sup>2</sup> (待合はA <sub>3</sub> (注8) ≥ 3,000 m <sup>2</sup> )	
9 事務所その他これに類するもの	- 地階・F ≥ 3 (注1') 【階数が5以上で、延べ床面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物に限る】	令和7年 7月～11月

(注1) 地階・F ≥ 3 : その用途に供する部分の床面積の合計が200 m<sup>2</sup>を超えるもので、地階でその用途に供する部分が100 m<sup>2</sup>を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100 m<sup>2</sup>を超えるものをいう。

(注1') 地階・F ≥ 3 : 地階でその用途に供する部分が100 m<sup>2</sup>を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100 m<sup>2</sup>を超えるものをいう。

(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計

(注3) A<sub>2</sub> : その用途に供する2階部分の床面積の合計。(ただし、当該用途がすべて避難階にあるものを除く。)

(注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

(注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

(注6) 共同住宅 : サービス付高齢者向け住宅

(注7) 寄宿舎 : サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホーム

(注8) A<sub>3</sub> : その用途に供する部分の床面積の合計。(ただし、当該用途がすべて避難階にあるものを除く。)

(注9) 待合 : 当該用途がすべて避難階にあるものを除く。

(注10) : 表(3) 建築基準法に規定する防火設備 の(注8) 二～九も含む。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用 途		建築設備（注3）	
		用途に供する規模等 （各項目いずれかに該当すれば対象）	報告の時期
1	劇場、映画館 又は演芸場	- A（注2） > 200 m <sup>2</sup>	毎年 7月～11月
2	観覧場（注4）、公会堂 又は集会場	- A（注2） > 200 m <sup>2</sup>	
3	病院、診療所（注5） 又は児童福祉施設等（注6）	- 地階・F ≥ 3（注1） - A（注2） > 300 m <sup>2</sup>	
4	ホテル又は旅館	- 地階・F ≥ 3（注1） - A（注2） > 300 m <sup>2</sup>	毎年 7月～11月
5	博物館、美術館、図書館、ホーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場 又はスポーツ練習場	- 地階・F ≥ 3（注1） - A（注2） > 2,000 m <sup>2</sup>	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、 ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆 浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を 営む店舗	- 地階・F ≥ 3（注1） - A（注2） > 500 m <sup>2</sup>	
7	事務所その他これに類するもの	- 地階・F ≥ 3（注1'） 【階数が5以上で、延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物に限る】	

(注1) 地階・F ≥ 3 : その用途に供する部分の床面積の合計が200 m<sup>2</sup>を超えるもので、地階でその用途に供する部分が100 m<sup>2</sup>を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100 m<sup>2</sup>を超えるものをいう

(注1') 地階・F ≥ 3 : 地階でその用途に供する部分が100 m<sup>2</sup>を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100 m<sup>2</sup>を超えるものをいう

(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。

(注3) 建築設備 : [換気設備] S48. 12. 31 以前に防火ダンパーを設けたもの、  
S49. 1. 1 以降は煙感知器連動防火ダンパーを設けたものに限る。  
政令第112条第21項の規定による。

: [排煙設備] 機械排煙に限る。

: [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。

(注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

(注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

(注6) : 表(3) 建築基準法に規定する防火設備 の(注8) 二～九も含む。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 建築基準法に規定する防火設備

用 途 *当該用途(3の用途を除く。)がすべて避難階にある建築物に設けられるものを除く。		防火設備 (随時閉鎖又は作動ができるもの (外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く))	
		用途に供する規模等 (各項目いずれかに該当すれば対象)	報告の時期
1	劇場、映画館 又は演芸場	- 地階・F $\geq$ 3 (注1) - A (注2) (客席部分に限る) $\geq$ 200m <sup>2</sup> - 主階が1階以外にあるもの (注7)	毎年 7月～11月
2	観覧場 (注4)、公会堂 又は集会場	- 地階・F $\geq$ 3 (注1) - A (注2) (客席部分に限る) $\geq$ 200m <sup>2</sup>	
3	病院、診療所 (注5)、 高齢者、障害者等の就寝の用に供する 用途 (注8) (サービス付き高齢者向け住宅、グルー プホームなど)	- A (注2) > 200m <sup>2</sup>	
4	ホテル又は旅館	- 地階・F $\geq$ 3 (注1) - A <sub>2</sub> (注3) $\geq$ 300m <sup>2</sup>	
5	体育館、博物館、美術館、図書館、 ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場 又はスポーツ練習場 *上記のうち学校に附属しないものに限る。	- F $\geq$ 3 (注6) - A (注2) $\geq$ 2,000m <sup>2</sup>	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、 ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴 場、待合、料理店、飲食店又は物品販売 業を営む店舗	- 地階・F $\geq$ 3 (注1) - A (注2) $\geq$ 3,000m <sup>2</sup> - A <sub>2</sub> (注3) $\geq$ 500m <sup>2</sup>	
<p>(注1) 地階・F<math>\geq</math>3 : その用途に供する部分の床面積の合計が200m<sup>2</sup>を超えるもので、地階でその用途に供する部分が100m<sup>2</sup>を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m<sup>2</sup>を超えるものをいう。</p> <p>(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。</p> <p>(注3) A<sub>2</sub> : その用途に供する2階部分の床面積を示す。</p> <p>(注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</p> <p>(注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。</p> <p>(注6) F<math>\geq</math>3 : その用途に供する部分の床面積の合計が200m<sup>2</sup>を超えるもので、3階以上の階でその用途に供する部分が100m<sup>2</sup>を超えるものをいう。</p> <p>(注7) 主階が1階以外にあるもの : その用途に供する部分の床面積の合計が200m<sup>2</sup>を超えるもので、主階が1階以外にあるものをいう。</p> <p>(注8) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 : 下記に掲げるものとする。</p> <p>一 共同住宅及び寄宿舎 (サービス付き高齢者向け住宅又は、老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。)</p> <p>二 助産施設、乳児院、障害児入所施設</p> <p>三 助産所</p> <p>四 盲導犬訓練施設</p> <p>五 救護施設、更正施設</p> <p>六 老人短期入所施設 (小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。) その他これに類するもの</p> <p>七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム</p> <p>八 母子保健施設</p> <p>九 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業 (自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。) の用に供する施設 (利用者の就寝の用に供するものに限る。)</p>			

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。